

《通行の禁止品目》

道路法施行令第19条の12の対象危険物	日本道路公団等公示内容
1号 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条に規定する火薬類のうち次に掲げるもの	1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質
	火薬類
イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬
ロ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル(国土交通省令で定めるものを除く。)	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル
ハ 煙火(玩具煙火を除く。)	煙火(がん具煙火を除く)
2号 火薬類以外の物品で、アセチレン銅、ジアゾメタンその他これと同程度以上の爆発性を有するもの	2 火薬類以外の爆発性物質
	ニトロタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの
3号 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同法第二条第二項に規定する劇物のうち次に掲げるもの	毒物・劇物及びその他の有毒性物質
	毒物
イ シアン化水素	シアン化水素
ロ 塩化シアノゲン	塩化シアノゲン
ハ 四アルキル鉛	四アルキル鉛
ニ ホスゲン	ホスゲン
	劇物
ホ クロルピクリン	クロルピクリン
4号 毒物以外の物品で、チオホスゲンその他これと同程度以上の毒性を有するもの	毒物・劇物以外の有毒性物質
	二酸化窒素(四酸化窒素) その他これと同程度以上の毒性を有するもの
5号 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物以外の物品で、塩化アセチレン、ジシランその他水又は空気と作用してこれらと同程度以上の発火性を有するもの	3 水又は空気と作用して発火性を有する物質
	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの